

桂-240514

作成日 令和 年 月 日

様

契約書

京都市桂川療護園

社会福祉法人 京都社会事業財団

総合福祉施設 京都桂川園

利用契約書

◆◆ 目 次 ◆◆

第1条 (契約の目的).....	2
第2条 (期 間).....	2
第3条 (支援計画).....	2
第4条 (サービスの内容).....	2
第5条 (利用料).....	3
第6条 (利用料の変更).....	3
第7条 (事業者の基本的義務).....	3
第8条 (事業者の具体的義務).....	3
第9条 (事故と損害賠償).....	4
第10条 (契約の終了事由).....	4
第11条 (利用者からの中途解約).....	4
第12条 (利用者からの契約解約).....	4
第13条 (事業者からの契約解除).....	5
第14条 (利用者の入院に係る取り扱い).....	5
第15条 (利用者の外泊に係る取り扱い).....	5
第16条 (サービス利用のキャンセル).....	6
第17条 (苦情解決).....	6
第18条 (協議事項).....	6
第19条 (身元引受人).....	6、7
第20条 (残置物の引取).....	7

社会福祉法人京都社会事業財団
京 都 市 桂 川 療 護 園
(京都府指定 第 2614000384 号)

「障害者支援施設サービス」利用契約書

_____様（以下「契約者」という）と社会福祉法人 京都社会事業財団 理事長 野口雅滋（以下「事業者」という）は、利用者が京都市桂川療護園（以下「事業所」という）の提供する指定障害者支援施設サービス等を受け、それに対する利用料金を事業者に支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

第一章 総 則

（契約の目的）

第1条 この契約は、契約者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、事業者が個別支援計画に基づき、契約者に対して必要なサービスを適切に提供することを定めます。

（期 間）

第2条 この契約の契約期間は、令和 _____年 _____月 _____日から、契約者の自立支援給付費支給決定期間満了日までとします。

2 契約満了日の1ヶ月前までに契約者から契約終了の申し出が無い場合に、この契約は自動的に更新され以後も同様とします。

（個別支援計画）

第3条 事業者は、常に契約者の課題と意向を把握し、サービス管理責任者が個別支援計画を作成します。

2 事業者は、前項の支援計画については、契約者に対してその内容を説明し、文書により同意を得て作成することとします。

3 契約者は、いつでも支援計画についての説明を求め、意見を述べることができます。

（サービス内容）

第4条 事業者は、前条に定める個別支援計画及び別紙「サービス利用計画書」に基づいて、契約者に以下のサービスを提供します。

【生活介護事業】

- 1 相談・助言
- 2 心身の状況に応じた適切な介助・支援等
- 3 入浴又は清拭
- 4 食事の提供及び栄養管理
- 5 創作活動・生産活動及び余暇活動の機会の提供
- 6 健康管理、機能訓練等
- 7 その他

【施設入所支援】

- 1 相談・助言
- 2 心身の状況に応じた適切な介助・支援等
- 3 入浴又は清拭
- 4 食事の提供及び栄養管理
- 5 余暇活動の機会の提供
- 6 健康管理
- 7 その他

第二章 料 金

(利用料金)

- 第5条 契約者は、提供するサービスに係る利用料金及びその他の費用（以下、「利用料金等」という。）を、重要事項説明書に記載するものとする。
- 2 契約者は、前条に定めるサービスを受けた場合、前項の重要事項説明書5の(1)及び(2)に定める利用料金等のうち、所定の契約者負担額を事業者を支払うものとします。ただし、自立支援給付費は、事業者が代理受領します。
- 3 事業者は、契約者が前項で規定する障害者総合支援法の適用外のサービスを受けた場合は、その内容に応じて利用料金を請求するものとします。
主に「食費」「レクリエーション活動（行事・外出）」「理美容の出張サービス」「施設での金銭管理」「複写物」等が該当します
- 3-1 事業者は前項に定める各種サービスの提供（障害者総合支援法対象外）については契約者に説明し同意を得ることでサービスを提供します。
また必要に応じて身元引受人、または法廷代理人に対して説明するものとします。
ただし、食事に関しては管理栄養士の適切な栄養管理のもと食事を提供しており原則提供を拒むことはできません。
- 4 事業者は、契約者に対して利用料金等の合計額を1ヶ月毎に計算・請求書を作成し、翌月に請求し、契約者はその額を重要事項説明書5の(5)に定める方法により事業者を支払うものとします。

(利用料金の変更)

- 第6条 前条第1項に定めるサービス利用料金に関して自立支援給付費の改定及び事業所が定める食費等の費用の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします

自立支援給付費対象外のサービスに係る利用料金については、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は、事業者は契約者もしくは身元引受人に対して原則として変更を行う日の2ヶ月前までに説明をした上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することがあります。

- 2 契約者もしくは身元引受人は、前項の変更が同意することが出来ない場合は、本契約を解約することができます。

第三章 事業者義務等

(事業者の基本的義務)

- 第7条 事業者は、契約者に対し、できる限り居宅に近い環境の中で、契約者の自立と社会経済活動への参加促進の観点から、必要なサービスの提供を適切に行います。
- 2 事業者は、契約者の意思と人格を尊重し、常に契約者の立場にたって、指定障害者支援施設サービスを提供します。

(事業者の具体的義務)

- 第8条 事業者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命・身体・財産の安全確保に配慮します。
- 2 事業者は、この契約に基づく内容について契約者の質問等に対して説明を行う等、適切に対応します。
 - 3 事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た契約者やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示いたしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
(2) 事業者は利用者の緊急医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供出来るものとします。
 - 4 事業者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他契約者の行動を制限する行為を行いません。
 - 5 事業者は、契約者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対して、研修を実施する等の措置を講ずるものとします。
 - 6 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。契約者若しくは身元引受人は請求によりこれを閲覧し、また実費の負担により複写の交付を請求することも出来ます。
 - 7 事業者は、サービス提供中において、契約者に病状の急変が生じた場合は速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第四章 損害賠償

(事故と損害賠償)

- 第9条 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに契約者の家族等及び市町村、関係各機関に連絡を行い、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって契約者に損害を与えた場合には、速やかに契約者の損害を賠償します。

ただし、契約者に故意又は重大な過失が認められる場合は、事業者の損害賠償責任を減じることが出来ます。

第五章 契約の終了

(契約の終了事由)

第10条 本契約は、以下の各号に基づく事由が生じた場合は契約を終了するものとします。

- (1) 契約者が死亡した場合
- (2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- (3) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (4) 施設が事業者の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (5) 第11条から第13条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- (6) 第2条の契約期間が満了した場合（但し、満了前に契約更新の手続きがされた場合は除く）

(利用者からの中途解約等)

第11条 契約者は、本契約の有効期間中であっても解約することができます。

ただし、解約を希望される場合は、契約の終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

- 2 契約者が、第1項の通知を行わずに施設から退去した場合には、事業者が利用者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

(利用者からの契約解除)

第12条 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める施設支援サービスを実施しない場合事業者もしくはサービス従事者が第7条第1項から第2項に定める義務に違反した場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の生命・身体財産・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (3) 他の利用者が契約者の生命・身体・財産・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第13条 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 契約者の支払能力の有無にかかわらず第5条に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延した場合

- (2) 契約者が、他の利用者の生命・身体・財産・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- (3) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス提供者の生命・身体・財産・信用を傷つけるなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- (4) 契約者が、連続して3ヶ月を越えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は現に連続して3ヶ月を越えて入院した場合

(利用者の入院に係る取り扱い)

第14条 事業者は、契約者が医療機関に入院後3か月以内に退院することが見込まれる場合は、施設に円滑に帰園出来るように努めます。

- 2 契約者の入院期間中の費用負担額は、重要事項説明書に記載された額とします。

(利用者の外泊に係る取り扱い)

第15条 契約者は、事業者の同意を得た上で、外泊することができるものとします。この場合、契約者は外泊開始日の前日の正午までに事業者に届け出るものとします。

- 2 利用者の外泊期間中の費用負担額は、重要事項説明書に記載された額とします。

(食事のキャンセル)

第16条 契約者は提供する食事を取り消し(キャンセル)する場合は、キャンセル希望日の前日正午までに当事業所までお申し出ください。それ以降のお申し出の場合はキャンセル料として食費の実費相当額を支払っていただきます。詳細は重要事項説明書に定める3. サービスの利用料金 ③キャンセル料表をご確認ください。

第六章 その他

(苦情解決)

第17条 契約者は、この契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

- 2 契約者は、この契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載されている第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、さらには都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情の申し立てを行うことも出来ます。

(協議事項)

第18条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法及び身体障害者福祉法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

(身元引受人)

第19条 事業者は契約者に対して、身元引受人を求める事があります。ただし契約者に身元引受人を立てる事が出来ない相当の理由が認められる場合はその限りではありません。

- 2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。
 - (1) 契約者が疾病などにより、医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者に協力する事
 - (2) 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して契約者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること
 - (3) 契約者が死亡された場合の必要な処置
 - (4) 契約終了後、当施設に残された所持品（残置物）の引き取り

- 3 その他
 - (1) 身元引受人が上記の内容を履行できない時、または病気・死亡された場合など適宜変更可能です。変更の際は事業所に連絡してください。

(残置物の引取等)

- 第20条 契約者は、本契約が終了した後、契約者の残置物（現金・貴重品等を除く。）がある場合に備えて、その残置物の引き取りは身元引受人とさせていただきます。事業者は、本契約が終了した後、身元引受人にその旨を連絡するものとします。
- 2 契約者又は身元引受人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、契約者又は身元引受人は、特別の事情がある場合には、両者間で協議を持って日時を決めることとします。
 - 3 前項但し書きの場合を除いて、契約者又は身元引受人が残置物の引き取りに必要となる相当（2週間程度）期間が経過しても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、事業者の判断で利用者の残置物を処分できるものとします。この場合において、その処分に係る費用は契約者又は身元引受人が負担するものとし、また事業所の管理下に契約者からの預かり金等がある場合には、その費用を預かり金等と相殺して精算できるものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、双方署名・捺印のうえ、各自1通を保有するものとしてします。

契約日：令和 年 月 日

契約者

(住所) _____

(氏名) _____ ⑩

身元引受人

(住所) _____

(氏名) _____ ⑩

(続柄) _____

署名代行者

(住所) _____

(氏名) _____ ⑩

(代筆の理由) _____ (利用者との関係) _____

事業者

(事業者名) 社会福祉法人 京都社会事業財団

(所在地) 京都市西京区山田平尾町17番地

(代表者) 理事長 野口雅滋 ⑩

事業所

(事業所名) 京都市桂川療護園

(所在地) 京都市西京区下津林東大般若町32番地

(管理者) 施設長 柏木佐織